

「^{しんがた}新型コロナウイルス感染症」を ^{ひろ}広げないための 「^{ほっかいどう}北海道」での ^{きんきゅうじたいそち}緊急事態措置

く 区域

^{ほっかいどう}北海道の ^{すべ}すべての ^{ちいき}地域

き 期間

2020年^{ねん}4月^{がつ}17日^{にち}（^{きん}金）から 2020年^{ねん}5月^{がつ}31日^{にち}（^{にち}日）まで

じっし 実施 ないよう 内容

^{ほっかいどう}北海道では ^{いま}今も ^{かんせん}感染が ^{ひろ}広がっています。これ以上 ^{いじょう}感染を ^{ひろ}広げないための ^{とりくみ}取組を します。また、「^{みつ}3つの密」に ^{ならないよう}ならないように ^きしっかり ^つ気を付けて、^{かんせん}感染を ^{ふせ}防ぐ「^{あた}新しい ^{せいかつようしき}生活様式」を ^{みな}みなさんに ^し知ってもらえるように します。

^{かんせんしやう}感染症を ^{いじょう}これ以上 ^{ひろ}広げないための ^{とりくみ}取組

- ^{いえ}家の外に ^{そと}出ないように ^でしてもらうことなど
- ^{しせつ}施設を ^{つか}使わないように ^{してもら}う・イベントを ^{ひら}開かないように ^{きやうりよく}協力を ^{ねが}お願いする

^{あた}「新しい ^{せいかつようしき}生活様式」を ^{まも}しっかり ^{もら}守ってもらう

- ^{かんせん}感染を ^{ひろ}広げないように ^{ふせ}しっかり ^{もら}防いでもらう
- 「^{ほっかいどう}北海道ソーシャルディスタンス」を ^{ひと}たくさんの人に ^し知ってもらう
- スーパーマーケット、^{こうえん}公園などで ^{かんせん}感染を ^{ひろ}広げないように ^{きやうりよく}協力してもらう

かんせんしょう 感染症を いじょう ひろ とりくみ これ以上 広げないための 取組

■ いえ そと で 家の外に 出ないように してもらおう

- ほっかいどう みなさんには、びょういん い とき けんこう そと うんどう さんぽ
北海道にいる みなさんには、病院に 行く時や 健康でいるために 外で 運動や 散歩を
する、た くすり せいかつ かなら ひつよう か しごと い せいかつ
食べもの・薬・生活に 必ず 必要なものを 買う、仕事に 行くなど、生活していくた
めに ひつよう とき いがい かぎ いえ そと で
めに 必要な時以外は、できる限り 家の外に 出ないように してもらおう [とくそほう だい じょう だい こう]
[特措法 第45条 第1項]
- ひと あつ かんせん ふ いそ ようじ とき
人が たくさん 集まる場所で 感染することが 増えています。急ぎの 用事がない時は、どこか
ら かんせん わからないひと たくさんいる さっぽろし ほか ちいき
感染したか わからない人が たくさんいる 札幌市と 他の地域を 行き来しないで
[とくそほう だい じょう だい こう]
[特措法 第45条 第1項]
- しごと い とき じかん い みつ みっぺい みっしゅう みっせつ さ
仕事に 行く時は、「時間を ずらして行く」、「3つの密（密閉・密集・密接）を 避ける
」ことを しっかり守る。また、「いえ しごと
家で 仕事をする(テレワーク)」ことを してもらえるよう
に おねがいする [とくそほう だい じょう だい こう]
[特措法 第24条 第9項]
- とく しゅうだん かんせん ふ ひと あつ ばしょ いんしょくてん
特に、集団での 感染が 増えている、人が たくさん 集まる場所にある 飲食店などで
せつきやく みせ い とくそほう だい じょう だい こう
接客をしたり、店に行くのは やめてください [特措法 第45条 第1項]
- ぜんこく かんせん ひろ いそ ようじ とき おや かえ りょこう
全国に 感染を 広げないように、急ぎの用事が ない時に 親のところに 帰ったり、旅行
を ほか けん い き とくそほう だい じょう だい こう
するために、他の県を 行き来しないで ください [特措法 第45条 第1項]

※5月14日頃に 国 せんもんか ひょうか で かんせん ていど お つ びょういん よゆう ちりょう
の 専門家の 評価が 出ます。そこで、感染が ある程度 落ち着いて、病院も 余裕をもって 治療が でき
ている時は、とく そち ないよう みなお かんが
措置の 内容の 見直しを 考えます

かんせんしょう 感染症を

いじょう ひろ これ以上 広げないための

とりくみ 取組

■ 施設を 使わないように してもらおう・イベントを 開かないように 協力を お願いする

- 施設を 管理している人や イベントを 開く人に、施設を 使わないように してもらったり、イベントを 開かないように 協力を お願いする [一部：特措法 第24条 第9項]

【2020年5月15日(金)まで】

- 大学などを 除いた学校は 5月31日(日)まで 臨時休業を してもらおう [特措法 第24条 第9項]

- 上に書いたもの 以外で「3つの密(密閉・密集・密接)」に なりそうな 危険のある 集会や イベントも 開かないように してもらおう [特措法 第24条 第9項]

※5月14日頃に 国の 専門家の 評価が 出ます。そこで、感染が ある程度 落ち着いて、病院も 余裕をもって 治療が できている時は、措置の 内容の 見直しを 考えます

「新しい生活様式」をしっかりと守る

「新しい生活様式」をたくさんの人に知ってもらうために、これからも下の取組を進める。

■ 感染をしっかりと防ぐ

- 北海道のみなさんに改めて「手洗いをしっかりとすること」と「せきを人にかけないようにしてもらうこと」をしっかりと守ってもらう

■ 「北海道ソーシャルディスタンス」をたくさんの人に知ってもらう

- 北海道にいるみなさんや事業者が大切な人の命を守れるように、人と人が手を伸ばしても届かない距離にいられるようにする【ソーシャルディスタンス】を毎日の行動の中でしてもらう

■ スーパーマーケット、公園などで感染を広げないように協力してもらう

- 北海道にいるみなさんや事業者や、管理をする人が、スーパーマーケットや商店街で生活に必ず必要なものを買ったり、公園などの散歩など生活していくために必要な時でも、感染を広げないための対策をしてもらうようお願いする [特措法 第24条 第9項]